

○石巻市都市公園条例 別表第2（第10条関係）4 オ その他の有料公園施設

区分			単位	金額
蛇田中央公園	グラウンド	一般・大学生	1時間につき	330円
万石浦公園		高校生	1時間につき	130円
曾波神公園		中学生以下	1時間につき	100円
河南中央公園	野球場		1時間につき	840円
	庭球場	1面	1時間につき	310円
押切沼公園	多目的広場		1時間につき	520円
追波川河川運動公園	野球場	1球場	2時間につき	1,030円
			超過1時間につき	510円
	陸上競技場		1時間につき	380円
	庭球場	1面	1時間につき	410円
	ゲートボール場	1面	1時間につき	120円
河南中央公園 野球場	夜間照明設備	全灯	1時間につき	2,440円
		半灯	1時間につき	1,220円
	管理棟（放送設備及び電光表示装置含む。）		1時間につき	330円

●石巻市都市公園条例施行規則 別表第3（第8条関係） 使用料減免基準

	減免範囲	減免率
1	市又は教育委員会が主催若しくは主体となって使用する場合	100%
2	市立小・中学校校長会又は中学校体育連盟が児童・生徒の教育目的のため競技会に使用する場合	100%
3	市立の学校が児童・生徒の教育目的のために使用する場合で、教育委員会が特にその必要を認めた場合	100%
4	住民組織が主催若しくは主体となって、その住民組織の地区内にある都市公園を使用する場合	100%
5	高等学校体育連盟が主催若しくは主体となって使用する場合	50%
6	競技団体が市民を対象にした競技会若しくは指導育成を目的とした講習会・研修会に使用する場合	50%
7	条例第10条別表第2の4 オに規定する施設のうち夜間照明設備及び管理棟を除き、市内の高校生以下の者が使用する場合 ただし、高校生以下の区分がない施設に限る	50%
8	市が行政施策上積極的に共催する競技会に使用する場合	50%
9	市が行政施策上積極的に後援する競技会に使用する場合	25%
10	その他、市長又は教育委員会が、公益上特に必要と認める場合	100%

○石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例 別表（第6条関係）

1 興行等以外の利用の場合

利用区分	施設区分	1回の使用料		1回を超える1時間当たりの使用料	
		昼の部	夜の部	昼の部	夜の部
体育行事又は文化的行事の団体利用の場合（1団体当たり）	メインアリーナ	2,000円	2,000円	500円	1,000円
	会議室	800円	800円	200円	400円
その他行事の団体利用の場合（1団体当たり）	メインアリーナ	8,000円	8,000円	2,000円	4,000円
	会議室	800円	800円	200円	400円
個人による利用の場合（1人当たり）	メインアリーナ	40円	40円	10円	20円
	サブアリーナ	40円	40円	10円	20円

2 興行等のための利用の場合

利用区分	施設区分	1回の使用料		1回を超える1時間当たりの使用料	
		昼の部	夜の部	昼の部	夜の部
体育行事又は文化的行事の団体利用の場合（1団体当たり）	メインアリーナ	4,000円	4,000円	500円	1,000円
	会議室	1,600円	1,600円	400円	800円
その他行事の団体利用の場合（1団体当たり）	メインアリーナ	16,000円	16,000円	4,000円	8,000円
	会議室	1,600円	1,600円	400円	800円

●石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例施行規則

（使用料の減免）

第4条 条例第8条の規定により使用料を減免する場合及びその割合は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 市内の農業団体、社会教育関係団体、社会福祉団体等がその本来の事業のために利用する場合 100分の100（入場料を徴収する場合にあっては100分の50）
- （2） 市内の公共的団体を実施する行事に利用する場合 100分の100（入場料を徴収する場合にあっては100分の50）
- （3） 市内の学校等の学習活動その他学校教育を援助する目的で利用する場合 100分の100
- （4） 市内の高校生以下の者が利用する場合 100分の50
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要と認めた場合 市長が定める割合

○石巻市にっこりサンパーク条例 別表第2（第7条関係）

施設名	使用料		備考
	基本料金 (1回4時間まで)	超過料金 (1時間増すごとに)	
多目的グラウンド	2,000円 (ゲートボール場のみの使用は1面当たり300円)	500円 (ゲートボール場のみの使用は1面当たり100円)	多目的グラウンド(ゲートボール場除く。)の片面使用は半額
野球場	3,000円	750円	

施設名	使用料				備考
	基本料金 (1回4時間まで)		超過料金 (1時間増すごとに)		
	昼間	夜間	昼間	夜間	
クラブハウス	2,000円	4,000円	500円	1,000円	厨房を利用する場合は、1,000円を使用料に加算する。

施設名	使用者区分	コート使用料 (1面1時間)	照明設備使用料 (1面1時間)	備考
テニスコート	高校生以下	300円	500円	
	一般	500円		

●石巻市にっこりサンパーク使用料規則

(使用料の減免)

第3条 条例第8条の規定による使用料の減免は、次に定めるところによる。

区分	減免する額
1 市が主催し、又は市が構成する行事に使用する場合	全額
2 市立の学校が主催し、又は市立の学校が構成する行事にしようする場合	全額
3 社会教育団体又は社会教育団体が構成する行事に使用する場合	全額
4 市内の高校生以下の者が利用する場合 <u>ただし、高校生以下の区分がある施設はその限りではない</u>	100分の50
5 その他、教育委員会が特に必要と認めた場合	100分の50

○石巻市牡鹿清崎運動公園条例 別表（第4条関係）

施設名	使用料
野球場	1時間につき500円
テニスコート（1面当たり）	1時間につき150円

●石巻市牡鹿清崎運動公園使用料規則

（使用料の減免）

第3条 条例第6条の規定による使用料の減免は、次に定めるところによる。

- （1） 市内の社会教育関係団体及び社会福祉団体等がその本来の事業のために使用する  
場合 100分の100
- （2） 市内の公共的団体行事に使用する場合 100分の100
- （3） 市内の学校等の学習活動並びに引率者が学校から許可をもらい学習活動を援助  
しようとしてしようする場合 100分の100
- （4） 市内の高校生以下の者が利用する場合 100分の50
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が認めた場合 100分の100